

北海道自然保護協会

1977

—ポッケ(阿寒湖畔)—

昭和52年 7月

No. 25

協会活動状況

(特別の記載のないものはすべて恒例事項において)

●五月九日(月) 自治会館 第六十九回理事会

出席者 石川(俊)、八木、野田、高畑、井手、山口、門脇、斎藤(春)、小関、宗像。

議題 一、五十一年度事業ならびに収支決算報告

二、五十二年事業計画ならびに収支予算案について

三、総会を五月二十一日開催、総会の講演者として午来理事を決定

四、事務所移転を決定 ●五月二十一日(土) 日生ビル 第七十回理事会

出席者 石川(俊)、辻井、鮫島、小川、井手、高畑、午来、八木、坂本、山口、大山、山本、新妻、門脇、滝口、久保田、田中、丹保、田尻、中野。

新理事紹介、総会提出議案を審議。オリンピック誘致反対要望書を審議。役員選出。会長に石川俊夫氏、副会長に八木健三氏を選出。常任理事に辻井達一、高畑 滋、野田四郎、小川 巖、滝口 亘の五名を選出。

●五月二十一日(土) 日生ビル 昭和五十二年総会(別記のとおり)

●六月六日(月)

円山道路問題現地視察

円山東麓をかすめる環状線道路について、市側から中央分離帯を新設し車線に段差をつけるなど第二次修正案が提示されたことについて、円山住民の会世話人としての本会・中野理事から要請あり、辻井、高畑、小川の三常任理事が視察、現地を説明を受けた。協会としては円山住民の会を支援するとともに、都市問題対策委員会での道路問題と併せて取扱うこととし、八木副会長(都市問題対策委員長)に報告。

●六月六日(月) 郵便貯金会館 法人化検討委員会

理事会ならびに総会で法人化への姿勢が決定され、中野理事をチーフとして検討委員会が組織されることになっていったが、中野チーフにより、綱島、小川、辻井、高畑が指名された。第一回会合では他の同種法人などについての資料収集を行うこと、法人化に必要な事務事項について、近目中に道自然保護課とコンタクトすることを決定(本件は六月十二日に行われた)。

●六月六日(月) 事務局移転

法人化に伴う独立事務所開設はかねてから懸案となっていたが、本協会の監事・秦 巖夫北海道空港株式会社のご厚意により同社札幌連絡事務所の一画に開設の運びとなり、六月六日および七日に移転、六月十二日電話も架設された。新住所は中央区北三西二「富山会館」3F、

電話は二五一―五四六五。

●六月九日(木) 石山五区道路問題現地視察

本件(別記)については六月三日に地区住民代表として浜尾頼逸氏から陳情があり、本協会としては現地視察をした上で対応しようということになったものでこの日は協会から高畑、辻井、道連合から山本代表が参加し、現地で住民代表の竹田繁男、浜尾頼逸氏の説明を受け、都市問題対策委の八木委員長に報告した。この結果は、豊平川沿岸の自然環境保全に関する要望書として市長、市議会議長に提出され、さらに市議会に対して陳情された。

●六月二十日(月) 南円山会館 環状線道路を検討する住民集会(子供と自然とを守る円山住民の会主催)

石川会長、野田、高畑、中野各理事が参加。石川会長から本協会の態度と意見を説明。

●六月二十一日(火) 石山五区道路計画に関する市議会建設委現地視察

本件についてはすでに市議会に陳情したが、建設委の現地視察に際し、現地で八木副会長から同地点の環境保全の重要性につき説明。他に高畑、辻井理事が同行。

●六月二十五日(土) 法人化検討委員会

出席者 中野、綱島、八木、小川、辻井。 六月十八日の中野委員長、綱島委員に

よる道自然保護課訪問の報告あり、法人化に対する諸手續、諸資料の整備が急がれること、定款原案の作成が必要なことなどが提示、検討された。定款原案につ

昭和五十二年総会開かれる

昭和五十二年の総会は五月二十一日(土)午後二時から日本生命ビル会議室で開催、昭和五十一年度の事業ならびに収支決算報告、五十二年事業案および収支予算案が審議された結果、原案および承認された。事務局の移転に伴う規約

改正(第二条)が行われ、移転が承認された。協会の発展を期するための法人化問題については、中野理事をチーフとする法人化検討委員会が担当することとなり、委員会の構成は中野チーフに一任されることとなった。

いは網島委員から第一次草案が提出されたが、なお他の諸団体の例を参考として修正、検討することとなった。

冬季オリンピックの札幌市再誘致問題について反対することが総会として決議された。
総会の後、斜里在住の午米理事により知床の自然とその保護、ことに斜里町で推進中の自然公園保護のための百回運動につき講演あり、また、知床の自然を描いた北海道撮影社の映画を鑑賞した。引き続き、札幌ビアホールで懇親会を開催。

第七回 全国自然保護大会を終えて

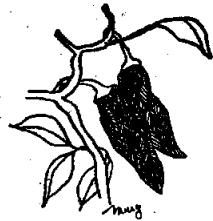
去る六月十八・十九の両日、第七回全国自然保護大会が多摩川水系自然保護団体協議会の主管により開催されました。今大会は「豊かな自然と小さな生命 みんなで守ろう環境権」をスローガンに全国から約三百人が集まり、理事改選・規約改正など、多くの問題をかかえて波乱に終わった大会といえるでしょう。

大会内容
十八日・総会
全国連合活動報告・基調報告・決算報告がなされ、特に財政危機が叫ばれました。

分科会
七分科会に分かれ、討議されました。順にまとめますと、「森と自然保護」では松くい虫防除のための農業空中散布の問題と大林園全国会議の活動報告がなされ、「農業問題と自然保護」では「農業問題懇話会」が結成されました。「干潟の問題と自然保護」では、干潟の埋め立てを中心に入浜権も含め建設的討議がされ、「都市の自然と水系」では、ダム建設、ならびに流域下水道の是非が語られました。

「環境アセスメントと自然保護」

昭和51年度収支決算書 (自昭和51年4月1日 至昭和52年3月31日)			
収入の部		支出の部	
会費	1,270,000	会議費	385,688
個人会費	1,303,800	旅費	170,420
雑収入	179,050	誌発行費	1,125,360
預金利息	58,500	通信費	256,260
委託調査費	22,705	通話件費	5,710
繰越金	2,450,000	諸人事務費	24,500
	1,057,891	図書資料費	578,616
		全国大会費	144,425
		調査費	105,700
		雑費	430,000
		繰越金	2,459,820
計		計	23,845
			630,882
			6,341,926
繰越金内訳		道銀 141,145円	
振替	132,670円	現金	38,621
拓銀	318,446		
昭和52年度収支予算案 (自昭和52年4月1日 至昭和53年3月31日)			
収入の部		支出の部	
会費	1,700,000	会議費	404,000
個人会費	1,600,000	旅費	200,000
雑収入	470,000	誌発行費	1,400,000
預金利息	30,000	通信費	300,000
委託調査費	3,020,000	通話件費	25,000
繰越金	630,882	諸人事務費	640,000
		図書資料費	800,000
		出版費	100,000
		調査費	200,000
		交通費	3,220,000
		雑費	10,000
		予備費	30,000
計	7,450,882	計	125,882
			7,450,882
事務費内訳		消費費 140,000円	
賃借料	600,000円	光熱費	60,000



羊ヶ丘通りは 羊ヶ丘を破壊する

高 畑 滋

羊ヶ丘通りは、札幌市の幹線道路一環状五放射線の一つとして、昭和四十年に建設省の認可がおりている道路です。しかし、当時の都市計画は勝手に繰引きをしておいて、地主とも協議をせずに官報に告示するだけという、乱暴なやり方でした。昭和四十年に決定されていたというのは、当時の計画路線という意味しかなく、建設にあたっては十分に地元住民と協議をする必要があります。

道路建設賛成の立場にある地元月刊誌に、「計画当時、農林省道農試はまだ琴似八軒にあった。同じ琴似八軒には道立中央農試も並んでいたが、そっちのほうはその後、長沼町へ疎開し、農林省のほうだけが羊ヶ丘に移ってきた。つまり、計画決定した時点では都市計画審議会のメンバーも、よもや将来、この羊ヶ丘へ道農試が坐り込みもうとは予想もしておらなかったのである」と、見当違いの記事が載ったことがあります。

札幌の将来を考え、農試の発展を考えたからこそ、四十三年間の伝統ある琴似から移転を決意したのです。しかも、その決定時期は昭和三十五年で、三十七年からは工事がはじまっています。四十

年には本庁舎もできあがっており、四十二年に移転を完了しました。羊ヶ丘移転が予想もされないどころか既成の事実でしたので、この道路計画がいかにもいいかげんなものであったかを示している話です。

私達が問題にしているのは、このような手続関係だけではありません。前に引用した同じ記事の中に「何も、札幌にへばりついておらなかつたって、メン羊の放牧に適し、空気も土も草も肥えた農村地帯はたくさんあるはずだ」と、羊ヶ丘から農試を追い出そうと主張している人達がいることです。羊ヶ丘は札幌にあつて石狩の牧場風景をよく残しているところなんです。この自然を求めて、羊ヶ丘展望台には年間五十五万人もの人達が訪れ、日曜日には市民レジャーの日として家族連れでにぎわいます。展望台以外の場所でも、歩いて入場される市民には、大いに自然に親しんでいただきたいと考えています。数千億円という北海道の農業生産を支える大事な試験をしているところという点も、理解していただきたいと思

います。道路建設派は、また次のようにもいっ

ています。

「道路造成はいま、国民生活のうえにとつて、至上命題となつてゐる。国民主権の下にあって国の財産は、また国民自らの公共的な利福に供されなければならぬ。市当局は胸を張つて堂々と農林省に交渉し(羊ヶ丘の土地を)、国民に返さざるべきである。市民の前に国の機関がどうにもならない、などという泣き言は断つてほしい」

これではまるで問答無用、市民の名をかたる暴力でしかありません。

私達は、いまままでにパイパスがつくられたところの実態やアンケート調査を通じて、次のような問題があるから道路反対を訴えているので、ぜひ皆さんで考えてください。

- 一、騒音、震動、排気ガス、交通事故、生活圏の分断など、道路公害の対策がはつきりせず、沿線住民の生活破壊につながる。
- 二、都心部に向うパイパスを増やせば、都心部への車の流入量が増し混雑が激化する。
- 三、三十二m六車線という大規模自動車道路優先ではなく、生活道路整備をはかるべきである。
- 四、通勤・通学・物資の流通などが自動車偏重にならないよう交通体系、手続の根本的見直しをする必要がある。
- 五、札幌市から、これ以上緑を削らないようにすべきである。

では、環境庁が作成中の「環境影響評価法案」について、その目的・対象・範囲・住民参加など、多岐にわたる批判的検討が行われ、「自然保護と教育」では、自然保護教育の普及などについて、また、「くらしの中の自然保護」では、身近な自然を守ろうという運動から洗剤・ゴミ・安全な食物などについて意見交換がありました。

自由討論

午前中、未了で打ち切られた総会を継続し、理事改選・規約改正を議題に行われましたが、現事務局批判が多く、建設的討論とはいえず、今後課題を残すことになりました。しかし、一応各ブロックごとに新理事事が決められ、十八日夜の新理事会で詳細決定となり、一日目を終了しました。

十九日、分科会報告の後、新理事会の内容が報告され、事務局は関東ブロックがもち、会長、理事長は未定、理事長代行に大浜 清氏が決まりました。

パネルディスカッションでは、環境庁自然保護局長が出席され、各地の個別問題はもとより、環境庁の姿勢そのものを問う厳しい意見も出され、盛況のうちに幕を閉じました。

(理事・田中明子)



石山五区

河川敷道路について

竹田繁男

河川敷道路の建設に反対する趣意書

札幌市は石山通と兼舞方向を結ぶ新しい河川敷道路の建設を推進しており、その一部が南区石山四二二、四二六番地などを含む豊平川河川敷地を通過する予定になっていることを私たち関係住民は最近にいたって、はじめて察知しました。

もしこの計画が実施されれば、同地域住民の生活環境は全く破壊され美しい自然とともに、私たちの生活の安らぎはたちまち霧消することは必至であり、私たちは新道路計画の撤回を強く求めざるを得ません。その理由は次のとおりです。

一、石山四二二、四二六番地付近は河川敷が極めて狭く、人家が川岸に近接しているため自動車道路の建設には無理があり、屹立する断崖に反響する騒音に加えて排気ガス、砂泥、塵埃など付近住民に及ぼす交通公害は、はかり知れないものがあり、生活環境が根本から破壊されることはあまりにも明白です。
一、この地域に住む私たちは静かな自然にひかれ、さまざまな不便を忍んでこの地を永住の場所と定めました。新しい道路計画は愛護の対象であるべき美しい

自然を破壊し、私たちのささやかな願望を一挙に踏みこむ結果をもたらすことになるのです。

一、市当局のこの計画は、切実な影響を直接受ける私たち住民にはなんらの呼びかけもなく、全く一方的に独断で推進されてきました。これは住民を無視し、民主的な対話のルールを否定する暴挙といわざるを得ず、絶対に承服することはできません。(後略)

昭和五十二年四月二日

石山五区

河川敷道路建設計画反対同盟

ことし三月末、河川敷道路計画の噂を耳にした私たちが、市建設局へ出むいて質しましたところ「このプランは住民の

コンセンサスを得たうえで立案した」とのこと。さっそく、コンセンサスのため役という南区土木部長に調査時期、実施の方法、結果の公開を要請しましたが「申しわけないが、住民の合意を得る作業はまったくなかった。これから手がける考え」という返事。

一向に要領を得ない問答ですが、しかし新道路に対する市側の執着は極めて強く、ここの二、三年内に完工したい、としております。この間、同盟と市側は二度に渡って会見しましたが、いづれも「なにがなんでも道路づくり」という当局側の高姿勢ぶりが目立つばかりでした。

一方、国道三三〇号線の石山五区地区と市内石山通を短絡するバイパス工事が開建の手で順調に進み、ことし十一月に開通の見通しです。引きつづき開建は石山、藤の沢地区で二三〇号線の拡幅を予定しており、これらが実現すれば国道の交通事情は非常に良くなるはず、と開建は語っております。

そこで私たちは市に対し「国道バイパス開通後の二、三年ほど状況を観察して

みて、その結果、やはり河川敷道路が必要ならば、その時点で虚心坦懐に話し合います。それからでも遅くはないはずです」と提案していますが、いまだに返事がありません。

さて、住民の合意を基礎として策定されたはずの道路計画は、合意そのものが幻だったと判明したままとなつては、土台を失った建物のような架空の物語りです。ところが市側は、「いったん計画したものを取り消すつもりはない」と強弁します。もし、この論法がまかり通るならば、市役所の辞書には「不可能」は無く、やりたい放題のことがやれるでしょう。私たちの税金で。

悪名高い旧軍隊でさえ、こんな厚かましい横車は押しませんでした。まして民主主義といわれる今日の世の中で、ここに表面化したような、行政権力の横暴と非礼が見逃ごされ、許されていいものでしょうか。
なお、関係住民一六三人の署名を得て市議会に提出した新道路建設反対の陳情は、建設委員会で審査中です。

環状線道路(円山地区)

反対運動の現局面について

中野徹三

経過のあらまし一六・二〇
住民集會まで

環状線道路(円山南一条九条間)の建設をめぐる私たちの運動の経過については、四十九年までの分については本会

報第一七号(四十九年十二月刊)所載の一文でお知らせしたとおりであるが、市は今年の五月になって、四十九年秋に提示した修正案をさらに若干改定した第二次修正案を私たちに提示し、この案で合意を得て七月中旬には着工したい、という意向を表明してきた。
四十九年十月、国本氏に代つて新たに土木部長になった川口氏は「住民の皆さま

んの意向を汲んで再検討の結果」として、この区間については当初、計画の六車線を四車線に暫定的に計画を変更し、二車線の路面にあたる部分を緑地帯にしたい、という案(第一次修正案)を提案された。その後、市当局から音沙汰なく私たちが職場その他の多忙のままに二年余が経過したが、この間、工事を具体化する動きがなかったのは、ひとつには背後の日本経済の動向——不況への転化と国および自治体財政危機の深刻化——という事態があったためであろう(当初の計画では、五十年完成予定)。

今年になって五月、市の土木部は「四十九年の案を更に研究し直した結果」として、第二次修正案を私たちに示した。その骨子は、(1)この区間についてはさらに道路中央に分離帯を設け、他の区間以上に中・高木を十分に植え、通常の街路樹の間隔(八m)以上に密植する、(2)山側の二車線と歩道とは、山肌を全部削りとり段差をつけ、擁壁にはつたなどを這わせて緑を増やしたい、という二点である。

私たちは六月二十日、この問題を検討する住民集会を開いたが、この集会は円山地区の住民と、自然保護団体から参加された皆さん三十数名が、市当局(川口土木部長はじめ六名)の道路建設に対する、自然ならびに住民の住環境保護に対する姿勢の根本を衝く真剣な質問、批判と提言の場となった。

とりわけ、円山の山肌を削る今回の道路計画について意見を求められた市の十

楽寺緑化推進部長が、この部分は市の風致保安林であって原始林(国有林)ではなく、保護すべき緑に入っていない、と答えたのに対して、石川俊夫会長が、静かなお声で自然を守るためには「その周辺を守る必要がある」ことを説かれたときには、会場から大きな拍手が起こり、市当局者も思わず黙して考えこむ場面があったことも記しておきたい(ここで本紙面をお借りして、当日の集会に参加された本協会会員はか自然保護団体の皆さんに、感謝の意を表させていただく次第である)。

さらに、七月中旬着工は譲れない、という当局者の発言には、話し合いを一方的に打ち切って強行着工することは許されない、という追求が集中し、川口土木部長は「強行着工はしたくない、上司に伝え、対処していきたい」と答弁、集会は終わった。

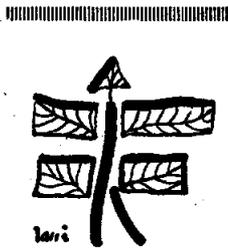
現段階の方針について

自然保護と人間にふさわしい環境に生きる権利をかかげて、ともあれ市の都市計画の一部を変更させたのは、ささやかながら運動のひとつの成果といえよう。しかし、これによって自然破壊と交通公害に若干の制限を加えることができたとしても、問題の本質的側面はやはり変わっていない。しかも、対処すべき時間的余裕は十分ではない。

私たちは六月二十八日に、住民の集まりを持ち、次のような今後の方針を立てた。

(1) 現段階の条件と私たちの力量のもとで、「絶対反対」を掲げるだけでは説得力ある対応と見通しを立てがたい(用地買収前の運動の重要性を、ここでも痛感する)。

(2) いくつかの基本的な条件を、四車線を認める前提条件として提案する。自然保護のための諸条件(住民と科学者、自然保護団体が参加するアセスメントの実施と、その対策についての完全な合意、円山を保護する総合施策の確立の確



陳情書、要望書

意見書、回答文書

冬季オリンピック再誘致に反対する要望書

H NCS 第一三八号

昭和五十二年五月二十一日

札幌市長 板垣 武四郎

札幌市議会議長 松宮 利市殿

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

札幌に冬季オリンピックを再誘致しようという動きがある。一九七二年札幌大会の時にも、当協会としては、施設やコースを作る際に自然保護に十分に配慮するよう強く申し入れた。

それにもかかわらずオリンピック施設

約など)、住民の住環境を守る諸条件(騒音対策等の提出と住民との合意、特に大型車輛の夜間通行禁止、速度制限など)の確約、これまでの道路計画についての市当局の反省の表明等。

(3) これらがひとつでも満たされない場合には、断固として反対運動を継続・発展させる。その場合、運動を進めるためには、全市的な運動体制の確立が必要となる。今後とも、ご支援を期待する。(理事)

であると優先され、支笏洞爺国立公園の特別保護地区にまでコースが造成されることになった。当協会は、標高一、〇〇〇メートルをこえる恵庭岳で、復元が不可能であることを承知しながら、あえて復元を条件にコースの造成を認めざるをえなかったことを深く反省している。

その復元さえも約束どおりに実施されず、当時の危惧が現実の傷跡として残っているのは、万人の見るとおりでである。施設に至っては撤去するどころか、依然として宿泊施設として不当に利用されている始末である。手稲山回転コースも雪をはりつけなければ使えないところもあり、オリンピック以後は、危険なコース

として放置され崩壊の防止策もとられていない。

本協会はオリンピックを錦の御旗として行われたこれら自然破壊を反省することとなしに、再びオリンピックを誘致しようという態度には、疑問を持たざるをえない。したがって、冬季オリンピックの再誘致を行わないよう要望するものである。

石山五区附近の豊平川沿岸自然環境保全に関する要望書

H N C S 第一三九号

昭和五十二年六月十八日

札幌市長 板垣 武四郎

札幌市議会議長 松宮 利市殿

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

人間居住環境としての自然は、その大小にかかわらずできるだけ保全されるべきものであります。ことに近時、都市および都市周辺の自然の重要性が認識されつつあることにかんがみ、公園等を人工的に造成するよりも自然緑地を生かすよう努力が払われるべきであります。

石山五区に計画されつつある道路は、豊平川沿いに辛うじて残された河畔林に重大な影響を与えるもので、単に景観を破壊するだけでなく、鳥類をはじめとする野生動物、昆虫類の生息をおびやかす恐れがきわめて大きいものと考えられます。

本来、河川の周囲は治水上に支障がな

いかぎりできるだけ樹林を中心とした緑地が配せられることが望ましいもので、石山附近についてはむしろ採石等によって失われた河岸林の回復にこそ努めるべきであります。

本協会は、道路建設の可否、設定位置の決定に人間環境、自然環境上より十分な調査と検討が行われることを希望するものであります。

石山五区附近の豊平川沿岸自然環境保全に関する陳情書の提出について

H N C S 第一四二号

昭和五十二年六月二十八日

札幌市議会議長 松宮 利市殿

北海道自然保護協会

会長 石川 俊夫

標記の件について先に要望いたしました。が、本件の重要性にかんがみここに改めて陳情書として提出いたすものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

(要望書と同文)

お知らせコーナー

◆ 出版物のお知らせ

●「北の山・続篇」故・伊藤秀五郎前会長の著で、名著として知られた「北の山」以後に書かれた多くの文章の中から紀行・登山史・論説・随想・エッセイ・人に

関するなどがまとめられている。

自然保護問題についての文には本協会の会誌に載せられたものが多い。この本については、八木副会長が会誌十六号に読後感を述べておられる。

若溪堂刊・二七〇〇円。

●「山の風物誌」これも故・伊藤秀五郎前会長の著書。山・花・風景の詩が豊富に収められた。ことに植物の詩が多い。遺作にわたった「草原の生きものたち」(会員・竹田津美氏の写真集キタキツネ)に寄せた詩)が巻頭に載せられている。

串田孫一氏の編集・装釘になる地味だが気品のある美しい本。

若溪堂刊・一四〇〇円。

●「グリーンデルヴァルトの山案内」会員・井手寅夫氏の訳になるアルプスの名案内人サミュエル・ブラーヴァンの著作。日本の近代登山に深い関わりのあるグリーンデルヴァルトのガイドや案内人組合の歴史、組織の成立を語ったもの。登攀ルート図、豊富な挿絵、表紙、製本など、原書の体裁そのままを再現した興味ある書。

若溪堂刊・三八〇〇円。

●「わたしの草と木の絵本」会員・坂本直行画伯の著書。自然の素描といえるだろう。帯広の児童詩誌「サイロ」の表紙をかざった画を中心にとめられた。土の匂いにする画集として多くの人たちから讃辞が寄せられている。

若溪堂刊・一、二〇〇円

●「北海道の農用地開発と森林」会員・

市川正良氏の著作で、都市林と環境緑化を見直す、というサブタイトルがついている。著者は道庁の林務関係部局に長く森林事情に明るい人で、また、真駒内接山をはじめとして環境緑地の保全に熱情を傾け、札幌周辺自然歩道の提案から遂にその実現へこぎつけたプロモーターとして知られる。

本書は農用地開発と森林という相対的に大きな関連のある問題を豊富な数値・資料に基づいて論じ、さらに地域環境と住民の問題に言及しており、好個の資料というべきものである。

自費出版・八〇〇円(協会事務局に準備があります。送料二〇〇円)。

◆「藤野自然に親しむ会」のご案内

●七月十七日「水辺の生物」小島の村六ツガ池で池の水や生物を調べ。

●十月十六日「秋の百松沢」

地学の見学を兼ねた秋のハイキング。なお、藤野自然に親しむ会費は一族単位で二〇〇円です。連絡先は札幌市南区藤野二七八 小堀煥治。電話五九一一二八三六です。

昭和五十二年七月十五日発行

札幌市中央区北三条西二丁目

富山会館3F

発行所 北海道自然保護協会

電話(二五二)五四六五番

振替口座小樽四〇五五番

発行人 石川 俊夫

印刷 札幌印刷株式会社